

第24回 評議員会議事録



日時 令和4年6月13日（月）

15時30分から16時35分まで

場所 サンセール盛岡



公益財団法人 岩手県スポーツ振興事業団

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団第24回評議員会議事録

日 時 令和4年6月13日（月）

15時30分から16時35分まで

場 所 サンセール盛岡

【出席評議員名】

小笠原 義文 百濟 和夫 工藤 武彦 鈴木 悅子
高橋 政代 長棹 のぞみ 平藤 淳 水間 謙三

【欠席評議員名】

鎌田 英樹 久慈 竜也 熊谷 きえ子

【出席監事名】

猿ヶ澤 顯洋 水本 紘一

【出席理事名】

細川 優史 石羽根 恵子 清水 茂幸 古館 慶之
熊谷 正和 千葉 秀樹 佐々木 賢治

【欠席理事名】

鈴木 祐子

【議決事項】

- 議案第1号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業報告について
- 議案第2号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支決算報告について
- 議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員の選任について
- 議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団理事の選任について

【議事の経過】

1 開 会	
2 出席評議員数の報告	出席評議員数 評議員11名中、出席8名
3 理事長あいさつ	
4 議事録署名人の選出	議事録署名人 鈴木悦子評議員、高橋政代評議員
5 議 事	
議案第1号 ～議案第2号	議案第1号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業報告 について 議案第2号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支決算 報告について

監査報告

(猿ヶ澤顕洋監事)

事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認められる。

前回の評議員会で令和4年度予算をご審議いただいたときにも、公益事業のうち、青少年健全育成事業の受託事業について県でシーリングをかけており、運営上厳しいものがあると事務局から話をさせていただいたところである。会計の技術的な話ではあるが、41頁42頁の正味財産増減計算内訳表をご覧いただくと、公益2の赤字が少ないよう見えるが、実際は法人の管理部門に配賦する部分があり見えづらいこともあるが、そもそも受託した報酬で賄いきれない事業を請負うということは、一年二年だけであれば我慢できるかもしれないが、長い目で見たときに、岩手県が予算を使って青少年健全育成事業を実施するならば、スポーツ振興事業団に県として何を望むのか改めて県と話し合い、必要なものについてはしっかりと折衝したうえで、永続的な法人運営ができるように努力していただきたいと理事会でも報告させていただいた。

質 疑

(高橋政代評議員)

事業報告の概況の中で、スポーツイベントの実施に対応した感染拡大防止ガイドラインの改訂をするなど新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期し、利用者の安全・安心の確保に努めたとあるが、ガイドラインの改訂の内容について教えていただきたい。

(熊谷総務企画長)

国のスポーツ庁の動きや、県の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の発表内容に基づき改訂をしている。例えば、観客を1,000以上容れる場合は、様々な制限があったが、これが解除され、一定の制約がとれている。県への協議も必要であったが次第に緩和されてきている。ガイドラインについては、県の対策に応じて見直し、強化するときは強化、緩和するときは緩和といった対応をしている。

(平藤淳評議員)

五年連続の赤字決算。組織は大丈夫か。要因をどのようにとらえているか。

(葛尾事務局長)

事業団の収益の9割は県からの指定管理料と受託事業である。指定管理料については、前の期間5年間の指定管理料がベースとなって次の期の予算の上限が決められており、その後の物価変動に対応していない。受託料については、毎年シーリングがかけられており平成28年度以降、1200万

円の減となっている。収益の1割は、県民ゴルフ場であるが、過去5年間で700万円の赤字を計上している。経常経費を見ると、人件費が45%を超えるなど固定費の率が高く、経費の圧縮が困難な状況にある。

(平藤淳評議員)

受託事業の要因が大きいと感じる。県への予算増額要望は当然であるが、事業の見直し、あるいは、受けないという方法も含めて検討する必要がある。

(葛尾事務局長)

事業団としても問題意識を持っており、3月の理事会、評議員会終了後、県に説明したほか4月以降も関係部署に要望をしているところである。

(水間謙三評議員)

新野球場は、事業団が管理するのか。

(葛尾事務局長)

新野球場は、盛岡市と県が建設しており、管理についても現在建設している事業体が受託することになっている。

(鈴木悦子評議員)

7頁の4指導者派遣事業の期日の誤りについて指摘。「10月～5年2月」コロナの中でも3件の事業あった。事業内容について伺いたい。

「10月～54年2月」に修正

令和3年度から開始した受託事業のひとつ。勤労世代のスポーツの充実を図ることを目的に、県内の企業に指導者を派遣し健康体操など60分～90分、職場や家庭でもできる運動を教えている。

採決

議案第1号及び議案第2号は、提案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、議案第1号及び議案第2号については、提案のとおり承認することに決定しました。

議案第3号

～議案第4号

議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員の選任について

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団理事の選任について

(小笠原義文議長)

事務局から提案の趣旨について説明してください。

(葛尾事務局長)

議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員の選任について、説明する。評議員の選任にあたっては、当事業団の定款に掲げる目的や事業を念頭に、専門的知見を有する皆様、学識経験者の皆様に就任

いただいている。

本日は、任期満了前における前任者の辞任に伴い新しい評議員に国立岩手山青少年交流の家所長をされております渡邊博善様を選任しようとするもの。評議員の任期は定款により前任者の残任期間である令和5年6月の評議員会の終結時までとなります。

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団理事の選任について説明する。本日は、任期満了前における前任者の辞任に伴い新しい理事に4月に事務局長に就任した私、葛尾淳哉を選任しようとするもの。

任期は、同様に令和5年6月の評議員会終結の時までとなるものである。

(小笠原義文議長)

ただいま、事務局から理事会で議決された選任案により、説明がありましたが、意見、質問はございませんか。

質疑

(なし)

(小笠原義文議長)

それでは、選任に入りますが、説明のありました理事会で議決された選任案により選任していくことでよろしいかお諮りする。

(異議なしの声あり)

(小笠原義文議長)

それでは、議案ごとにお一人ずつ選任してまいる。

最初に、議案第3号の評議員の選任についてであります渡邊博善氏はいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議はないようなので、渡邊博善氏を評議員に決定する。

次に、議案第4号の理事の選任についてであります葛尾淳哉氏はいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議はないようなので、葛尾淳哉氏を理事に決定する。

以上で、予定した議事を終了する。

6 その他

次に、6 その他に入る。

(小笠原義文議長)

評議員の皆様から、意見、質問、提案などがあるか。

(特になし)

(熊谷総務企画課長)

事務局から、報告等があるか。

参考資料紹介

「施設別利用状況平成 23 年度～令和 3 年度」

「施設別利用状況令和 4 年 4 月～5 月」

「IFSC クライミング W 杯 B&L コンバインドいわて盛岡 2022
の開催について」

「日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会の開催について」

(小笠原義文議長)

その他何かありますか。

(特になし)

これにて、評議員会を閉じる。

閉 会

以上で会議を終了する。

上記記載に相違ないことを認める。

令和 4 年 6 月 22 日

議

長

小笠原義文



議事録署名人

高橋政代



議事録署名人

鈴木 恵子



